

ID: 194

担当部署: 農政課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	エルムの里ほろおか交流センター設置条例 第7条第1項		
例規番号	平成10年条例第30号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第7条 センターを使用するものは、別表に定める使用料を前納しなければならない。 2 第3条に掲げる事業のうち市長が特別認めるものについては、使用料を免除し、又は減額することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 197

担当部署: 農政課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	エルムの里ほろおか交流センター設置条例 第10条		
例規番号	平成10年条例第30号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは、その使用許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。 (3) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 199

担当部署: 農政課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市農村公園条例 第7条		
例規番号	平成11年条例第26号		
<p>【根拠条文】 (許可の取り消し等) 第7条 次の各号の一に該当するときは、使用を停止し、又は公園使用許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公園使用許可の条件に違反したとき。 (2) 条例又は規則に違反したとき。 (3) その他、管理上止むを得ない事由が生じたとき。 <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。 			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 205

担当部署: 農政課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市農産物加工実習センター条例 第5条第1項		
例規番号	平成26年条例第12号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第5条 センターの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用時間に応じた使用料を納入しなければならない。 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 208

担当部署: 農政課

処分の概要	使用の承認の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市農産物加工実習センター条例 第9条(第13条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成26年条例第12号		
<p>【根拠条文】 (使用の承認の取消し等) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市は、その賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が使用の承認の条件に違反したとき。 (2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) センターの管理運営上又は公益上不相当と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 219

担当部署: 農政課

処分の概要	使用料及び占用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市エルム森林公園条例 第7条第1項		
例規番号	平成2年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (使用料及び占用料の納付) 第7条 第3条第1項の承認を受けた者, 有料公園施設を使用しようとする者又は前条の承認を受けた者は, 別表第2に掲げる使用料及び占用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料及び占用料は, 市長が公益又はその他特別の理由があると認めるとき減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 222

担当部署: 農政課

処分の概要	承認の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市エルム森林公園条例 第11条(第14条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成2年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (承認の取り消し等) 第11条 次の各号の一に該当するときは、使用を停止し、若しくは公園使用承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 公園使用承認の条件に違反したとき。 (2) 条例に違反したとき。 (3) その他公益上止むを得ない事由が生じたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 223

担当部署: 農政課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	赤平市エルム森林公園条例 第15条		
例規番号	平成2年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (罰則) 第15条 第3条第1項, 第4条若しくは第9条に違反した者に対しては, 使用を中止させなければならない。この場合において, 使用を中止しないときは, 1万円以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日